

## 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和元年度～令和 10 年度） 概要版

## 第 1 編 一般廃棄物処理基本計画

## I 総論

## 1. 計画策定の背景と位置づけ

- 本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定により定められたもので、国の各種法律等を遵守するものであるとともに、「武蔵野市第五期長期計画・調整計画」の個別計画として位置付けられます。
- 本市は平成 27 年 3 月に「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年度～平成 36（2024）年度）（以下「前計画」という）」を策定しました。計画策定以後の社会経済状況の変化や、平成 29 年 4 月の新クリーンセンターの竣工などを踏まえ、また、一般廃棄物処理基本計画の内容を令和 2（2020）年度以降を計画年度とする第六期長期計画に反映させるために、令和元（2019）年度を初年度として計画の改定を行うものとなりました。
- 本計画は令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、基本的には長期計画及び調整計画に連動して見直しを行うものとしします。

## 2. ごみの排出抑制に係る目標の達成状況（前計画）

	目標値 (R6)	H29 実績	H29 計画値	目標値 (R6(2024))との比較
市民一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	600 以下 g/(人・日)	633 g/(人・日)	650 g/(人・日)	当該年度の計画値を満たし順調に推移 (目標値達成まであと 33 g 減)
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	6,370 (t/年)	5,729 (t/年)	6,570 (t/年)	当該年度の計画値を満たし順調に推移 (目標値もすでに達成)

## II ごみ処理基本計画

## 1. 基本理念

## 『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』

将来にわたって発展を継続していくために、環境に与える負荷の小さい都市を目指すことを基本理念とします。

## 2. 基本方針

## 『市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築』

持続可能な都市を目指すため、市民・市民団体・事業者・行政は、以下の責務を果たします。

**市 民** 日々の生活の中でごみの減量を意識し、行動する。ごみの発生抑制実現のため、一人ひとりのライフスタイルを見直し、また、その考えや取り組みを身近な市民に広げる。

**市民団体** 率先的な活動を行い、課題を掘り下げる。市民団体ならではのネットワークを通じ問題意識やその改善のための取り組みを市民に広げる。

**事業者** 環境負荷を踏まえ、可能な取り組みをする。また、市民一人ひとりのライフスタイルを変える手立てとして廃棄物発生抑制の工夫を行う。

**行政** 環境負荷を踏まえ、効果的・効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動に積極的に取り組むべき理由を明らかにする。

### 3. ごみ排出量将来推計結果

#### (1) 将来人口推計

本市の人口は増加を続け、目標年度の令和 10 (2028) 年度には 154,130 人と推計しています。

#### (2) 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計結果

現状施策（ごみの排出抑制、再生利用）のままの場合のごみ排出量を予測した結果、平成 29 年度実績に比べ、目標年度の令和 10 (2028) 年度に一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は 606 g に減少するものの、ごみ発生量計は 42,648 t に微増すると推計されました。

### 4. 計画目標

#### (1) ごみの発生抑制と資源化

目標\年度	H29 実績	目標値(R10)	H29 比
市民一人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	633 g/(人・日)	588 以下 g/(人・日)	45g 削減 (7%削減)
事業系持込ごみ 年間当たりの排出量	5,729 (t/年)	5,649 (t/年)	80t 削減 (1.4%削減)

目 標
最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守)

#### (2) ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減

目 標
事業の改善及びコストの効率化（経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）
クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化計画で定められた配分量に基づく)

### 5. 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果

家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する新たな施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量を予測した結果、一人 1 日あたりの家庭ごみ排出量は 588 g に減少し、また、本市の将来人口によるごみ排出量（集団回収量は含まない）は約 39,000 t/年になり、平成 29 年度実績より約 400 t の削減になると推計します。

これらの計画目標を実現するため、本市が取り組む主な施策を次に示します。

### 6. ごみ収集の課題と将来的な構想、今後求められる取組み

基本理念を達成するために、将来的な展望を踏まえながら、まずは短期的に改善可能な課題から解決していくものと考えています。

今後 10 年間で本市が取り組む主な施策は以下のとおりです。

基本施策	施策
(1) 連携の推進	①市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充
(2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	①排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）
	②ごみと資源物の取り扱いの適正化
	③事業者としての市の率先的取組み
	④事業系一般廃棄物減量資源化の取組み
(3) 普及啓発の充実・拡充	①わかりやすい啓発活動
	②情報提供の推進
	③環境学習
	④優良事業者への表彰制度の推進
(4) ごみ処理の効率化・環境負荷の低減	①ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷の低減
	②容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底
	③小型家電リサイクルの検討

基本施策	施策
(4) ごみ処理の効率化・環境負荷の低減	④生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取扱い
	⑤集団回収の在り方の検討
	⑥拠点回収の在り方の検討
(5) クリーンセンターの運営	①新処理施設の安全・安心・安定稼働
	②エネルギー供給システムの構築
	③環境啓発施設の整備
	④広域連携の検討
	⑤その他の検討事項
(6) 最終処分	①埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用
	②エコセメント事業への支援
(7) 災害時の対応	①災害時の体制整備

### Ⅲ生活排水処理基本計画

#### 1. 基本方針

未接続の家庭に対して水洗化を働きかけます。また、これらの家庭および、毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレ等のし尿の収集・運搬・処理については適正な体制を維持します。

#### 2. 災害時の対応

災害時のし尿処理については家庭ごみの処理などと一体的に検討を進めます。

### Ⅳ計画の進捗管理体制

本計画においては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年度実施計画を策定します。廃棄物に関する市民会議は、定期的で開催するものとし、実施計画及び計画の進捗状況について市の報告を受けて協議し、確認を行います。

また、個別課題の検討が必要な場合は、課題検討組織を設置し、検討を行います。

なお、基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、ホームページなどで公表します。

## 第2編 武蔵野市災害廃棄物処理計画

#### 1. 目的

非常災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のため、適正な処理を確保し、円滑・迅速に処理することを目的とします。

#### 2. 計画の対象

本処理計画で対象とする廃棄物は、地震災害、水害等の自然災害により特に処理が必要となった廃棄物及びし尿とします。

#### 3. 災害廃棄物対策の基本的な考え方

平時と同様に、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理を進めるために、「武蔵野市災害廃棄物処理基本方針」を定めました。

#### <武蔵野市 災害廃棄物処理基本方針>

- 第一 市民の生活環境の保全
- 第二 計画的な対応・処理
- 第三 迅速な対応・処理
- 第四 埋立削減、再資源化の推進
- 第五 環境面及び衛生面に配慮した処理
- 第六 安全の確保
- 第七 経済性に配慮した処理
- 第八 東京都、国、他の区市町村、関係機関等との連携協力

#### 4. 災害廃棄物対策

発災前から発災後における時期区分ごとに対策を整理します。

(1) 平時の備え	①組織体制と役割分担
	②関係団体との連携
	③災害廃棄物対策マニュアルの整備
	④初動対応マニュアルの指定
(2) 初動期 [発災後約1週間まで]	①初動対応の命令 (処理実行本部長)
	②一次仮置場整備方針
	③要処理量の暫定値の算定
	④災害廃棄物処理実行本部会議
	⑤処理方針
	⑥二次仮置場の整備方針
(3) 災害応急対応期 [約1～3か月程度]	①処理実行計画の策定
	②災害査定対応
	③処理実行計画の改訂
	④処理進行管理
(4) 災害復旧・復興等	①処理進行管理
	②二次仮置場の用地返還計画
(5) 災害廃棄物処理支援	①災害廃棄物処理の支援体制整備
	②処理支援

#### 5. 処理計画の継続見直し、対策訓練

(1) 処理計画の見直し	①定例会議の開催
	②マニュアルの更新・整備
	③臨時会議の開催
(2) 処理計画に基づく対策訓練・情報連絡訓練	①図上訓練
	②連携訓練

### 第3編 廃棄物処理施設等の施設整備・維持管理計画

#### I 概要及び計画の位置づけ

本施設整備・維持管理計画は、市の最上位計画である長期計画に基づく個別計画である一般廃棄物処理基本計画において、廃棄物処理等に係る施設整備・維持管理を定めたもので、今後の方向性等を示すものです。

#### II 施設別の現状と今後の方向性

本計画では、ミカレット（公衆便所）4施設（きちじょうじ・みたか・さかいみなみ・さくらづつみ）、武蔵野クリーンセンター（工場棟、事務所棟）、武蔵野エコリゾートの各施設について、(1)背景及び目的、(2)現状、(3)課題、(4)管理方針を整理します。